



### ★上海市も外国人の社会保険加入が義務化に

#### 1 特別に優遇されていた上海市の外国人の社会保険加入

これまで上海市において外国人の社会保険加入は事実上免除されておりました。上海市は日本を始めとした外国企業が多く、外資企業の誘致の目的もあり、外国人を優遇してきました。中国では一部の都市のみこのような取扱いが残っております。

#### 2 2021年8月16日以降は上海市の外国人も社会保険加入が義務に

以下の規定を根拠に上海市は外国人の社会保険加入を事実上免除してきました(「加入が可能である(任意加入)」という表現にしている義務であるという表現ではありません)。

##### 【上海市の関連規定】

・滬人社養発(2009)38号  
[http://rsj.sh.gov.cn/tylbbx\\_17283/20200617/t0035\\_1389709.html](http://rsj.sh.gov.cn/tylbbx_17283/20200617/t0035_1389709.html)

・滬人社法(2016)301号  
[http://rsj.sh.gov.cn/tqt\\_17339\\_17339/20200617/t0035\\_1389099.html](http://rsj.sh.gov.cn/tqt_17339_17339/20200617/t0035_1389099.html)

※「加入が可能という通知(38号通知)」は、「301号通知」により2021年8月15日まで延長となっております。

ところが、2021年8月15日が期限となっております加入免除の上記関連規定が延長されませんでした。現在(2021年8月末日)までにおいて、「強制加入」に関わる細則は発表されておりましたが、任意加入の通知の効力がなくなったことにより、原則に戻り、他の中国の大都市と同様に、上海市の外国人についても中国社会保険の加入手続きを進める必要があると考えます。

ご存じの通り、中国の社会保険(5險)の企業・従業員負担は重く、一気に外国人従業員の負担が増えます(なお外国人は住宅積立金加入不要です)。

#### 3 現時点では様子見か

とはいえ、正式に上海市当局から外国人の社会保険「強制加入」に関する細則は発表されておられません。

・遑って加入して保険料を納付すべきか(マイツ調べによると現時点で上海市当局は明確に答えていないとのこと)

・基数は日本で受給している賃金も合わせて計算すべきか(現在税務当局が社会保険を管理しているため、税務処理と合わせて日本で受給している賃金も合わせて計算することになると思われます)

など分からない点がいくつかあります。

当面は様子見が良いと思いますが(向井個人の見解です)、日中社会保障協定の適用(日本で公的年金を納めておられる方の中国養老保険の加入免除)申請を行われる際に必要な日本年金機構において発行される「中華人民共和国で就労する被用者のための日本国公的年金の適用に関する証明書(以下、適用証明書)」の適用証明書の取得手続きは始めた方がよろしいかと思えます。

日本：杜若経営法律事務所(9:00~17:00)

TEL 03-3288-4981

中国：上海邁伊茲咨询有限公司(弁護士  
向井宛)

TEL+86+(21)64078585(内線320)